

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	1 北岩手・北三陸を横断する新たな広域道路ネットワークの整備促進について 1 要 旨 北岩手・北三陸を横断する新たな広域道路ネットワークの整備促進について、要望いたします。 2 理 由 幹線道路ネットワークの整備は、地域間の交流・連携や地域経済の活性化はもとより、防災・救急医療・福祉・教育・観光振興など多面的な分野の発展に大きく寄与するものであり、盛岡広域圏以北の市町村住民約63万人にとり地域の発展に大きく寄与する社会基盤の一つであります。 かつて、江戸時代から明治の初めにかけ沿岸部の塩と岩手県や東北内陸部の穀物などを交換するために結ばれていた交易路「塩の道」は険しく厳しい道でありましたが、日々の暮らしを支え、命をつないだ道であったほか、沿岸と内陸の産業と物流はもとより歴史や文化を支え合う道でもありました。 現在、県都盛岡市以北において内陸部の国道4号沿線から三陸沿岸北部を結ぶ路線は国道281号などがありますが、線形不良や隘路区間のほか、急勾配・急カーブが連続する山間部を縫うように走る路網で交通の難所であり移動に多くの時間を要する状況にあります。更には、近年、自然災害が猛威を振るう中、土砂流入や河川の増水などの影響を受けやすい地形から被災リスクが高い路線でもあります。 盛岡市以北の市町村には、農林水産物や再生可能エネルギーなど魅力ある地域資源が数多くあるにも関わらず、農山漁村と都市部を繋ぐ社会基盤の整備の遅れが、地方創生の取組において産地間の競争が進む中、これに大きな影響を与えているほか、岩手県全体を俯瞰したとき、県南地域の道路網との格差拡大が、地域経済はもとより人口減少にも深刻な影響を与えております。また、観光や災害対策などの面から見ても、広い県土や北東北の日本海沿岸と太平洋沿岸が結ばれることにより、地域間連携の加速と多分野における複合的な効果が生まれるものと期待されるところであります。 そうした中、県におかれましては令和3年6月に「岩手県新広域道路交通ビジョン」「岩手県新広域道路交通計画」を策定されており、これまで町が要望しておりました「北岩手・北三陸横断道路」について、将来的に高規格道路としての役割を期待する「構想路線」として「（仮称）久慈内陸道路」の名称で位置付けていただき、路線整備に向けた調査に着手いただいているところであります。 つきましては、三陸沿岸道路から東北自動車道へ接続する新たな広域道路ネットワークについて、その名称を「北岩手・北三陸横断道路」とし、関係市町村で構成する期成同盟会と連携を図りながら、県北・沿岸北部の地域住民の生活と経済を支える基幹道路として、整備に向けた作業を加速させ、早期に着工・整備されることを強く要望します。	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「（仮称）久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。（Ａ） また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（Ｃ）	盛岡広域振興局	土木部 岩手土木センター	A : 1 C : 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	2 町の最重要課題の一つである「人口減少問題」の解決に向けた振興策への支援について 1 要 旨 町の最重要課題の一つである「人口減少問題」の解決に向けた振興策への支援について、要望いたします。 2 理 由 町では、人口減少対策に集中的に取り組む部署として、平成28年度に「いらっしやい葛巻推進室」を新設し、令和2年度からは「いらっしやい葛巻推進課」として、定住促進住宅や子育て支援住宅の整備により受け入れ環境を構築し、町による職業斡旋の実施やインターンシップ事業の拡大など、移住・定住人口の増加に向けた取組みの強化を図っております。 また、観光交流人口の拡大による地方創生を実現するため、複合的な機能を備える役場新庁舎「くずま〜る」や林業の町のシンボルとなる木製の屋根付き橋など、“まちなかエリア”の新たな魅力や賑わいスポットの創出に向けた環境整備を進めております。 町では人口減少対策の効果的な取組として、若者が定住できる生活環境の構築や地域産業を活かした起業支援のほか、通信基盤の整った住環境のPRやシェアオフィスの提供など、引き続き移住・定住人口や関係人口の拡大を強力に推進する考えであります。 人口減少は県内の多くの市町村が共通して抱える加速的な問題であり、その解決を図るためのデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進や、地域の特性を活かした分散型社会の形成等の取組みは、県と市町村がその実態と危機感を共有し、より連携を深めることが重要であります。 さらには、特に深刻な人口減少と高齢化が進む条件不利地域においては依然として様々な課題を抱えており、引き続き地方創生のための施策を十分に推進できるよう、小規模自治体の現状や課題に即したきめ細かい対応について国への働きかけを望むものであります。つきましては、「山村」の先駆的モデルを目指し、未来へ紡いでいくまちづくりをご理解頂き、人口減少問題の解決に向けた各種振興策を展開できるよう次の事項について、継続して対応することを強く要望いたします。 記 (1) 地方創生の実現に向けた財政支援 総合戦略に基づいた人口減少対策に対する「デジタル田園都市国家構想交付金」や「岩手県地域経営推進費」などによる制度的・財政的な支援 (2) 条件不利地域の実情に応じた支援策の推進 市町村ごとに異なる課題の十分な現状把握に基づく、個々の課題解決に向けた積極的かつ早急的な支援と、事業実施に係る過疎対策事業債（ハード・ソフト）所要額の確保 (3) 人口減少対策における連携強化 県と市町村と県民が一体となって取り組む抜本的な人口減少対策の展開と、人口減少対策担当部署への年度に応じた県施策を町に反映できる職員派遣の継続	(1) 貴町では、内閣府の地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を活用し「高校を核とした新たな人づくり・人の流れづくりプロジェクト」事業を令和2年度から他の公共団体と連携して実施しているところであり、今後も当該交付金を有効活用するなど、引き続き支援を行っていきます。 また、地域経営推進費については、今年度新たに県事業において、「市町村連携枠」を、市町村事業において「小規模町村支援枠」を設けたところではありますが、来年度はこれらを増額し、県及び市町村がより一層連携して事業を推進することとしています。 今後も、市町村の人口減少対策に活用いただける制度として、引き続き支援を行っていきます。（A） (2) 条件不利地における個々の課題解決に当たっては、これまで過疎地域持続的発展支援交付金などを活用し支援してきたところですが、今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（B） また、県では、これまで北海道東北地方知事会や全国過疎連盟等を通じ、過疎地域の持続的な発展に向けた事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の増額やソフト分の限度額引上げをはじめ、各種財政措置の維持・拡充等について要望しているところであり、国の令和7年度地方債計画において、過疎対策事業債は、前年度比200億円増の5,900億円が計上されているところです。 引き続き、各市町村の過疎対策債の要望状況等を踏まえながら、各市町村の取組が円滑に実施できるよう調整を図るとともに、全県の配分額の確保について、関係団体と連携し、国に必要な働きかけを行っていきます。（B） (3) いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン政策推進プランにおいては、人口減少対策に最優先に取り組んでおり、市町村と連携して、オール岩手で取組を推進していきます。 具体的には、今年度新たに各広域振興局へ特命課長を配置したところであり、盛岡広域振興局においては、特命課長を中心に、貴町を含む管内8市町の人口減少対策担当課長会議の開催や、貴町への個別の訪問による意見交換を通じ、地域特性に応じた対策を検討し、事業化を目指しているところです。（B） また、県職員の派遣等については、派遣要請のあった市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して検討した上で、適任者を派遣しているところであり、引き続き、関係部局とも協議しながら、市町村に対する必要な人的支援を行っていきます。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	A： 1、 B： 2

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	3 再生可能エネルギーの利用促進について 1 要 旨 持続可能な社会の構築に向けた再生可能エネルギー生産及び利用を推進するとともに、地域で生産されたエネルギーの地産地消の実現に向けた対策について要望いたします。 2 理 由 当町は、F I T制度開始以前の平成11年に3基の風車での発電を開始して以降、地域資源を活かした再生可能エネルギーの生産に取り組んできたところであり、酪農振興のため整備した1,000メートル級の牧場に吹く「風」、牛から排出される家畜排せつ物から発生する「メタンガス」、森林施業で発生する「間伐による小径木やチップ」など、基幹産業である酪農、林業を推進する過程で発生する「不要物」を資源に変え、山村の多面的機能を最大限に活用したまちづくりを進めてきたところでもあります。 地域の自然の恵みを宝に変えるべく、長年再生可能エネルギーの生産に取り組んできたことにより、現在の電力自給率は360%に達し、エネルギーの生産地として、消費地である都市部に再生可能エネルギーを供給しているところでもあります。 このように、豊富な天然資源を有する農山漁村は再生可能エネルギーの宝庫であり、大きな潜在力を有しているところであり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる生産及び利用を拡大していくことが重要であります。町村部にあっては専門的な知識を有する人材の不足や財政的制約などの課題もあり、再生可能エネルギーの生産規模の拡大や効率的な利活用が困難な状況であります。 また、地域で生産した再生可能エネルギーを直接地域で使用する「エネルギーの地産地消」の実現に向け、地域の資源を地域に還元するための仕組みづくりを模索してきたところではありますが、現在の電力供給の仕組みの中では地域利用の手法が限られるところであり、その実現には大幅な制度改正などが必要な状況であります。このような状況を打開し、地域資源が地域に還元される仕組みを構築することは、当該地域の持続的発展及び地方創生につながるものであります。つきましては、再生可能エネルギーの利用推進と地産地消の促進に向けた次の事項について要望します。 記 (1) 農山漁村の持つ潜在力を最大限生かした再生可能エネルギーの積極的な利用促進と、脱炭素社会の実現と持続可能な農山漁村地域の発展に向けた取組の支援（技術的、人的、財政的）を推進すること。	県では、地域資源を活用してエネルギー供給体制を構築しようとする市町村の取組を支援するため、自立・分散型エネルギー導入計画の策定費用や、計画の実現に向けた住民等への普及啓発に対する費用を補助しています。 また、温室効果ガス排出削減対策や、再生可能エネルギー導入施策を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等を定める場合に要する経費の補助も行っています。 さらに、県では、これまでも国の交付金や補助金の活用を希望する市町村への助言等を行っているほか、県市町村GX推進会議や実務者会議等において、先行事例の共有を図っており、引き続き、市町村の実情に応じた助言等を行っていきます。 なお、国では、令和6年度に地方公共団体のGX人材の確保・育成のための地方財政措置を拡充しています。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	3 再生可能エネルギーの利用促進について 1 要 旨 持続可能な社会の構築に向けた再生可能エネルギー生産及び利用を推進するとともに、地域で生産されたエネルギーの地産地消の実現に向けた対策について要望いたします。 2 理 由 当町は、F I T制度開始以前の平成11年に3基の風車での発電を開始して以降、地域資源を活かした再生可能エネルギーの生産に取り組んできたところであり、酪農振興のため整備した1,000メートル級の牧場に吹く「風」、牛から排出される家畜排せつ物から発生する「メタンガス」、森林施業で発生する「間伐による小径木やチップ」など、基幹産業である酪農、林業を推進する過程で発生する「不要物」を資源に変え、山村の多面的機能を最大限に活用したまちづくりを進めてきたところでもあります。 地域の自然の恵みを宝に変えるべく、長年再生可能エネルギーの生産に取り組んできたことにより、現在の電力自給率は360%に達し、エネルギーの生産地として、消費地である都市部に再生可能エネルギーを供給しているところでもあります。 このように、豊富な天然資源を有する農山漁村は再生可能エネルギーの宝庫であり、大きな潜在力を有しているところであり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる生産及び利用を拡大していくことが重要であります。町村部にあつては専門的な知識を有する人材の不足や財政的制約などの課題もあり、再生可能エネルギーの生産規模の拡大や効率的な利活用が困難な状況であります。 また、地域で生産した再生可能エネルギーを直接地域で使用する「エネルギーの地産地消」の実現に向け、地域の資源を地域に還元するための仕組みづくりを模索してきたところではありますが、現在の電力供給の仕組みの中では地域利用の手法が限られるところであり、その実現には大幅な制度改正などが必要な状況であります。このような状況を打開し、地域資源が地域に還元される仕組みを構築することは、当該地域の持続的発展及び地方創生につながるものであります。つきましては、再生可能エネルギーの利用推進と地産地消の促進に向けた次の事項について要望します。 記 (2) 各自治体が、地域の自然条件及び社会条件に合致した再生可能エネルギーの利用を推進できるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、事業採択にあたっては、再生可能エネルギーに係るこれまでの取組実績を重視することを国に働きかけること。	県では、各地域における脱炭素の取組を強力に推進することができるよう、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の十分な予算の確保について、国に要望しています。 また、その運用に当たっては、地域の実情に合わせて活用できるよう、制度の柔軟な運用についても併せて要望しており、引き続き、機会を捉えて国に要望していきます。（B）	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	3 再生可能エネルギーの利用促進について 1 要 旨 持続可能な社会の構築に向けた再生可能エネルギー生産及び利用を推進するとともに、地域で生産されたエネルギーの地産地消の実現に向けた対策について要望いたします。 2 理 由 当町は、F I T制度開始以前の平成11年に3基の風車での発電を開始して以降、地域資源を活かした再生可能エネルギーの生産に取り組んできたところであり、酪農振興のため整備した1,000メートル級の牧場に吹く「風」、牛から排出される家畜排せつ物から発生する「メタンガス」、森林施業で発生する「間伐による小径木やチップ」など、基幹産業である酪農、林業を推進する過程で発生する「不要物」を資源に変え、山村の多面的機能を最大限に活用したまちづくりを進めてきたところでもあります。 地域の自然の恵みを宝に変えるべく、長年再生可能エネルギーの生産に取り組んできたことにより、現在の電力自給率は360%に達し、エネルギーの生産地として、消費地である都市部に再生可能エネルギーを供給しているところでもあります。 このように、豊富な天然資源を有する農山漁村は再生可能エネルギーの宝庫であり、大きな潜在力を有しているところであり、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる生産及び利用を拡大していくことが重要であります。町村部にあつては専門的な知識を有する人材の不足や財政的制約などの課題もあり、再生可能エネルギーの生産規模の拡大や効率的な利活用が困難な状況であります。 また、地域で生産した再生可能エネルギーを直接地域で使用する「エネルギーの地産地消」の実現に向け、地域の資源を地域に還元するための仕組みづくりを模索してきたところではありますが、現在の電力供給の仕組みの中では地域利用の手法が限られるところであり、その実現には大幅な制度改正などが必要な状況であります。このような状況を打開し、地域資源が地域に還元される仕組みを構築することは、当該地域の持続的発展及び地方創生につながるものであります。つきましては、再生可能エネルギーの利用推進と地産地消の促進に向けた次の事項について要望します。 記 (3) エネルギーの地産地消を可能とするための新たな電力供給の仕組みの構築と、地域振興に資するような環境の整備や規制、制度の見直しなどを国に働きかけること。	地域に豊富に賦存する風力や木質バイオマスなどの資源を活用したエネルギーの地産地消は、地域経済の活性化や災害に強い地域づくりに資することから、これまでも全国知事会を通じて、地域新電力の導入に向けた電力取引市場の制度設計を見直すとともに、地域の意見を踏まえた規制緩和や必要な法整備、ガイドラインの策定、より細分化した価格・調達区分の設定を行うなどの支援策を講じるよう、国に要望しているところであり、地域において環境と経済の好循環が図られるよう、引き続き、機会を捉えて要望していきます。(B)	盛岡広域振興局	経営企画部	B : 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	4 持続できる酪農経営対策について 1 要 旨 持続できる酪農経営対策について、要望いたします。 2 理 由 我が国の農業は、安心・安全な食料の供給に加え、地域経済の発展に大きな役割を果たしてまいりました。 町は、農村が持つ機能を最大限に生かした「食料・環境・エネルギー」の課題解決に貢献しながら、「山村のモデルとなる町」を目指し、まちづくりを進めています。 その基幹は、明治25年に導入した酪農であり、これまで130年の長きにわたる先人のたゆまぬ努力と国、岩手県をはじめ関係機関のご支援のもとに日量90トンの生乳を生産する東北一の酪農郷として発展し、農業生産額の80パーセントを占める町の基幹産業となっております。 現在の酪農を取り巻く環境は、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原油価格の上昇や円安の影響等により、生産資材の価格高騰と畜産物の消費低迷が懸念されるとともに、个体販売の価格も低迷している状況であります。また、東日本大震災以降実施している放射性物質検査において、牛肉は検査当初から基準値を超える数値が出ていないものの、継続実施されていることは、農家の大きな負担であります。 さらに、経営者の高齢化と後継者不足により離農者が増加しているなど、今後の農業の行方に不安を募らせる決して明るい情勢とは言えません。 こうした中、町ではこれからの酪農の道標となる「新葛巻型酪農構想」を策定し、着実な実行に向けた取組を進めております。 つきましては、畜産県岩手として、また東北一の酪農の町として、安心安全な産地の確立を図り、意欲ある担い手が希望を持って酪農経営に専念できるよう次の事項について強く要望いたします。 記 (1) 規模拡大志向の畜産農家が早期に規模拡大を図られるよう、地域農業計画実践等の施設整備・機械導入に係る関係予算を、地域の要望に応えた計画的な事業執行となるように重点的に配分すること。 (2) 粗飼料生産基盤の強化及び大区画化を図られるよう、農地の担い手への集積を進めるための事業を積極的に展開すること。 (3) 新規就農者や畜産経営の担い手育成に向けた取組を進め、労働力負担軽減や経営の安定化を図ること。 (4) 新葛巻型酪農構想は、地域の先進モデルとなるリーディング牧場の創設や畜ふんバイオマス利用の活用を柱とする、これまでにない特徴を持つ計画であるため、県独自の補助事業を創設するなど、財政支援を強化すること。 (5) 畜産物を含む食品中の放射性物質検査が早期に終了するよう、国に働きかけること。	(1) 県では、規模拡大志向の畜産農家に対し、畜産クラスター事業や地域農業計画実践支援事業等により、草地造成整備や畜舎整備、機械導入等を支援しています。 引き続き、国に対し、必要な予算産を十分に確保するよう要望するとともに、市町村の要望を踏まえた計画的な事業の実施に努めていきます。(B) (2) 農地の集積については、県では、担い手への農地集積・集約化が円滑に進むよう、農地中間管理機構が配置した農地コーディネーターや、農業委員会の農業委員、農地最適化推進委員などによる農地のマッチング活動を支援する等、「農地中間管理事業」の積極的な活用に取り組んでいるところです。また、機構集積協力金交付事業等の活用を推進しながら、引き続き、畜産経営体への農地の集積を進め、粗飼料生産基盤の強化に向け支援していきます。(B) (3) 県では、酪農経営の労働負担の軽減を図るため、コントラクターや酪農ヘルパー組合などの外部支援組織の育成、強化に向け、令和6年度から新たに、研修会の開催による財務、労務管理などの経営ノウハウの習得や、中小企業診断士等の専門家派遣による経営の多角化等に向けた支援を行っています。 また、酪農経営の安定化を図るため、自給飼料の生産拡大とともに、経営規模の拡大に向けては、生産者の牛舎整備や乳用育成牛を預かる公共牧場の機能強化の推進、生産性の向上に向けては、発情発見補助装置等のスマート農業技術の活用や、市町村、農協、県等で組織するサポートチームによる飼養管理技術の指導などを進めています。(A) (4) 新葛巻型酪農構想の実現に向けては、国産粗飼料の広域流通の促進に向けた情報提供によるマッチングや流通体制構築に努めるとともに、規模拡大志向農家の支援や外部支援組織の育成・強化を図り、リーディング牧場や畜産バイオマス施設の整備計画の検討、補助事業の導入などについて支援していきます。(B) (5) 令和2年3月に、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(ガイドライン)」が見直されたことを受け、県では、同年4月に全戸・全頭を対象とした牛肉の放射性物質検査から、県産牧草等を給与している「検査対象牛」のみの抽出検査に移行しました。 平成24年以降、と畜後の牛肉の放射性物質検査において基準値(100Bq/kg)を超える事例はありませんが、ごく稀に基準値の1/2以下ではあるものの放射性セシウムが検出されることや、県内において牛の生体移動や牧草流通が行われていることを踏まえ、安全・安心な岩手県産牛肉を供給し、ブランド価値を維持していくため、引き続き牛肉モニタリング検査を実施していくこととしています。(C)	盛岡広域振興局	農政部	A： 1、 B： 3、 C： 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	5 林業の振興について 1 要 旨 本町の基幹産業である林業の振興について、要望いたします。 2 理 由 町土の約9割を山林で占める当町は、これまで交付金・補助事業など国、岩手県のご支援をいただくとともに、町独自で再造林・除間伐に対する助成、ふるさとづくり寄附金条例を制定しての間伐等の促進など森林振興はもとより、地球温暖化防止など環境問題の観点からも造林や間伐等を積極的に取り組んでまいりました。 最近の林業を取り巻く情勢は、ロシアのウクライナ侵攻を背景とした国際的な原油価格の上昇や円安の影響等により物価が高騰した影響から国内における住宅着工が落ち込んでおり、国産木材の需要と価格は低迷したまま推移していることから、依然として厳しい状況が続いております。 こうした中、森林環境税及び森林環境譲与税による森林整備の促進、さらには森林資源の適切な管理を図るための新たな森林管理システムの導入など、今後の森林振興の推進が期待されます。 一方で、林業労働者の高齢化や担い手の減少、木材生産コストの増加などによる林業経営意欲の減退がみられるなど、依然として生産現場では厳しい状況が続いております。 当町としては、このような状況を踏まえたうえで、100年先の山林経営を見据えて、豊かな森林資源を保全するために、施業の集約化並びに路網の整備、間伐の推進、木材生産の循環システムを確立する再造林の拡大、林業担い手の確保及び木材の利活用促進と需要拡大が喫緊の最重要課題であると考えております。 つきましては、当町のまちづくりを支える林業振興を推進するため、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。 記 (1) 再造林による着実な森林整備を進めるため、コンテナ苗木を安定的に確保すること。また、指定施業要件で植栽本数が定められている保安林に対する森林整備事業の予算を増額確保すること。 (2) 林業労働力の確保を図るため、新規就業者や林業経営の担い手の育成に向けた取組を強化すること。 (3) 下刈りや除伐等の森林整備事業の予算を増額した上で、長期的、安定的に確保すること。 また、カラマツの下刈りについて原則3年生以下が対象であるが、5年生以下までを対象とするよう制度を見直すこと。	(1) 将来に向けて安定した森林資源を確保していくためには、造林コストの低減を図りながら、着実に再造林等の森林整備を進めていくことが重要と考えています。 県では、コンテナ苗木の生産拡大に向けた生産施設等整備への支援や、岩手県樹苗需給連絡会議等による需要情報の共有など、コンテナ苗木の安定供給に取り組んでいるところです。 また、指定施業要件の植栽本数が定められている保安林の森林整備については、森林整備事業（公共）や森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業などの国庫補助事業（非公共）が活用可能であり、引き続き必要な予算の確保に努めていきます。 （A） (2) 県では、将来的に林業経営体の中核となる現場技術者を養成するため、「いわて林業アカデミー」により、林業への就業を希望する若者に対し、森林・林業の知識や技術の体系的な習得を支援し、平成29年度から令和6年度までの7ヵ年で、修了生126名が森林組合や民間事業体等への就職により林業に就業しているほか、(公財)岩手県林業労働対策基金と連携し、就職相談会や森林施業に必要な技術研修等の取組を支援しているところです。また、盛岡地区独自の取組として、高校生等への新規就労対策及び若手林業従事者の技術や安全意識の向上を目的に、「盛岡地区安全伐倒競技・交流会」を実施しています。今後も地域の実情に応じた担い手の育成強化に努めて参ります。（A） (3) 再造林等により植栽した樹木の生育を促し、森林資源を造成していくためには、下刈りや除伐等の保育作業を適時適切に行っていくことが重要と考えています。 県では、下刈りや除伐等の保育作業を促進するため、森林整備事業などにより、森林所有者等による森林整備を支援しているところです。 また、カラマツの4年生以上の下刈りについては、県に事前協議の上、必要と認められる場合は実施可能となっています。 （A）	盛岡広域振興局	林務部	A：3

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	6 広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について (1) 国道281号、(2) 国道340号、(3) 主要地方道一戸葛巻線 1 要 旨 広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備について強く要望いたします。 2 理 由 町は、豊かな自然や特色ある風土、広大な森林資源など、豊富な地域資源を活かし、「ミルクとワインとクリーンエネルギーの町」の創出に取り組んでおりますが、多様な資源を観光・広域的な連携・交流・地域振興の観点から最大限に活用するためには、高速交通網へアクセスする安全な道路整備が緊要の課題となっております。 現在、岩手県内では復興支援道路として、宮古市と盛岡市を結ぶ「宮古盛岡横断道路」が県土中央に、釜石市と花巻市を結ぶ「東北横断自動車道釜石秋田線：釜石花巻区間」が県土南部にそれぞれ整備され、沿岸部を縦断する国道45号と内陸中央を縦断する国道4号とを接続し、沿岸部の復興及び被災時の支援における必要不可欠な道路が完成しております。 一方で、県土北部では、現在、久慈市と葛巻町間においてトンネルなどの改良が進められるなど望ましい道路線形に整備されつつありますが、葛巻町中心部と小屋瀬地区間の道路状況は依然として幅員が狭く歩道未整備区間があるなど、安全に通行可能な生活道として、さらなる改良整備が必要であります。 また、幅員が狭く歩道が整備されていない町中心部においては、歩行者、車両とも通行の安全が確保されているとは言い難い状況であることに加え、整備から30年が経過する流雪溝について、施設の老朽化により表面コンクリート等が著しく劣化しているところであり、部分的に表面及び蓋版の補修を実施いただいているものの、補修した箇所が数年で損傷する状況となっております。歩道の無い町中心部においては、流雪溝上が実質的な歩行エリアとなっているところであり、歩行者の安全を確保するため、既設流雪溝の抜本的な改修が必要であります。 このほか、当町は平成26年に県が策定した広域防災拠点の後方支援拠点に位置付けられており、被災地支援を担う前線基地として「人」「物」「情報」に関する機能を有する拠点とされたところであり、災害応援や非常用物資、飲料水の供給等の支援を迅速かつ効果的に実施する必要がある広域防災の観点からも、安全安心な道路の整備が必要と感じております。 つきましては、広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 記 (1) 国道281号 ① 城内小路地区の局部改良整備 ② 町中心部流雪溝の抜本的改修整備 ③ 繋～小屋瀬地区の歩道整備促進 (2) 国道340号 ① 野中～大沢地区、小苗代地区及び日渡地区急カーブの改良整備 ② 野中～大沢地区、泉田地区、西里～荒沢口地区の歩道整備促進 (3) 主要地方道一戸葛巻線 ① 一戸町姉帯～葛巻町尻高区間の改良整備 ② 垂柳地区、坂待屋地区急カーブの改良整備	1 国道281号 ① 国道281号の城内小路地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) ② 町中心部の流雪溝は、日常の道路パトロールや現地調査の結果を踏まえて、平成30年度から緊急性の高い箇所を優先して劣化箇所の修繕工事を実施しており、令和6年度も部分的な補修を進めてきたところです。早期の抜本的改修整備は難しい状況ですが、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) ③ 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 2 国道340号 ① 国道340号の野中～大沢地区、小苗代地区及び日渡地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C：3) ② 歩道整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) 3 主要地方道一戸葛巻線 ① 主要地方道一戸葛巻線の一戸町姉帯～葛巻町尻高間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C) ② 坂待屋地区、垂柳地区については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C：2)	盛岡広域振興局	土木部 岩手土木センター	C：10

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	6 広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備の促進について (4) 山のみち地域づくり交付金事業(旧緑資源幹線林道事業) 林道安孫平糠線並びに鷹ノ巣鰻沢線の早期完成 1 要 旨 広域的な連携・交流・地域振興と安全・安心な道路整備について強く要望いたします。 2 理 由 町は、豊かな自然や特色ある風土、広大な森林資源など、豊富な地域資源を活かし、「ミルクとワインとクリーンエネルギーの町」の創出に取り組んでおりますが、多様な資源を観光・広域的な連携・交流・地域振興の観点から最大限に活用するためには、高速交通網へアクセスする安全な道路整備が緊要の課題となっております。 現在、岩手県内では復興支援道路として、宮古市と盛岡市を結ぶ「宮古盛岡横断道路」が県土中央に、釜石市と花巻市を結ぶ「東北横断自動車道釜石秋田線：釜石花巻区間」が県土南部にそれぞれ整備され、沿岸部を縦断する国道45号と内陸中央を縦断する国道4号とを接続し、沿岸部の復興及び被災時の支援における必要不可欠な道路が完成しております。 一方で、県土北部では、現在、久慈市と葛巻町間においてトンネルなどの改良が進められるなど望ましい道路線形に整備されつつありますが、葛巻町中心部と小屋瀬地区間の道路状況は依然として幅員が狭く歩道未整備区間があるなど、安全に通行可能な生活道として、さらなる改良整備が必要であります。 また、幅員が狭く歩道が整備されていない町中心部においては、歩行者、車両とも通行の安全が確保されているとは言い難い状況であることに加え、整備から30年が経過する流雪溝について、施設の老朽化により表面コンクリート等が著しく劣化しているところであり、部分的に表面及び蓋版の補修を実施いただいているものの、補修した箇所が数年で損傷する状況となっております。歩道の無い町中心部においては、流雪溝上が実質的な歩行エリアとなっているところであり、歩行者の安全を確保するため、既設流雪溝の抜本的な改修が必要であります。 このほか、当町は平成26年に県が策定した広域防災拠点の後方支援拠点に位置付けられており、被災地支援を担う前線基地として「人」「物」「情報」に関する機能を有する拠点とされたところであり、災害応援や非常用物資、飲料水の供給等の支援を迅速かつ効果的に実施する必要がある広域防災の観点からも、安全安心な道路の整備が必要と感じております。 つきましては、広域的な連携・交流はもとより、地域振興や住民生活に資する安全・安心な道路整備が早期に図られますよう、次の事項について強く要望いたします。 記 (4) 山のみち地域づくり交付金事業(旧緑資源幹線林道事業) 林道安孫平糠線並びに鷹ノ巣鰻沢線の早期完成	葛巻町と一戸町を結ぶ安孫・平糠（やすまご・ひらぬか）線及び鷹ノ巣・鰻沢線（たかのす・うなぎさわ）線は、それぞれ令和9年度、令和14年度の完成を目指して工事を行っています。 引き続き、これら路線の早期完成に向けて工事を推進していきます。（B）	盛岡広域振興局	林務部	B：1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	7 河川改修の促進について 1 要 旨 馬淵川の未改修区間（打田子地区）の改修について、要望いたします。 2 理 由 馬淵川につきましては、下町から堀の内までの改修工事が昭和50年度に採択され、昭和59年度から平成9年度まで事業実施されたものの、打田子橋下流から田子橋上流の区間が未改修となっています。この未改修区間につきまして、令和2年度より一部区間の改修工事に着手していただいている状況にあります。 町では、未改修区間に隣接するエリアには、平成29年度に養護老人ホーム「葛葉荘」が完成しておりますが、施工期間中であつた平成28年8月の台風第10号の豪雨災害では、岩泉町に隣接する馬淵川上流域で1時間あたりの最大雨量21mm、24時間あたりの最大雨量121mmを記録し、未改修区間においては越水の被害があつたところであります。 また、未改修区間は町道茶屋場田子線が横断するエリアでもあり、国道281号の代替輸送路として機能向上を図る上でも、安全面の確保が不可欠であります。 つきましては、要支援者である入所者や町道茶屋場田子線を利用する車両、歩行者が安全に安心して利用することができるよう、馬淵川未改修区間について、早期の完成を強く要望いたします。	馬淵川の河川改修事業は、これまで田子橋から堀の内橋間の河道切替による整備を実施しましたが、要望区間については、一部地権者の同意が得られなかったため未改修のままとなっていたところです。 その後、町道茶屋場田子線の整備が進み、令和元年9月21日に全線開通したことで交通量の増が見込まれ、周辺の土地利用状況の変化が予想されることから、河川改修事業に着手したところです。 令和6年度は築堤及び護岸工事を進めており、早期完成に向けて事業を推進していきます。（A）	盛岡広域振興局	土木部 岩手土木センター	A： 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	8 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の整備促進について 1 要 旨 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の整備促進について、要望いたします。 2 理 由 平成18年10月、当町の全域において記録的な豪雨により未曾有の大災害を被りましたが、国並びに岩手県のご指導ご支援により、平成20年度にその復旧事業の全てが完了したところであります。 当町では、この大災害を教訓に「災害に強い町づくり」を町土保全の基本理念に据え、町民と行政が一体となった防災施策に取り組んでおりますが、近年のゲリラ豪雨と称される異常な降雨による施設の被災、平成22年には大規模な土石流も発生し、また、平成23年9月の台風第15号においても沢や河川の増水により公共土木施設や農地などに大きな被害を受けたところです。 また、平成28年8月の台風第10号の豪雨災害では、隣接する岩泉町の各所において土砂災害が発生しており、集落の孤立や家屋等の全壊など甚大な被害をもたらしたところでありますが、当町においても土砂災害等の危険性がある「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」などが358箇所ほどあることから、早期の対策が望まれるところであります。 防災対策の基本は災害予防であり、水害や土砂災害から町民の生命と財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の整備促進が緊要の課題であります。 近年、自然災害の猛威による被災が頻度を増す中、平成21年度に市部内地区、平成22年度に馬淵地区、更に平成24年度に平船地区、平成30年には境ノ沢地区と、実に4地区において砂防事業の着手を頂き、土石流など自然災害の脅威から町民を守るべく対策を講じて頂いており、引き続き早期竣工に向けた整備促進をお願いいたします。また、未着手の地区におきましても、地域住民は事業実現を切望しており、早期に実現頂きますよう強く要望いたします。 記 (1) 砂防事業 ① 小平沢地区(大平沢) (2) 急傾斜地崩壊対策事業 ① 八幡地区 (3) 治山事業 ① 城内小路地区(鏡沢)	県では、土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等によるハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト施策を効果的に組み合わせながら土砂災害対策を推進することとしています。 (1) 砂防事業 ①小平沢地区については、令和6年度は令和5年度に引き続き砂防堰堤築造に係る測量、地質調査、設計を進めています。 (A) (2) 急傾斜地崩壊対策事業 ①八幡地区については、貴町と土砂災害防止のソフト施策を進めています。 また、ハード対策については、被災履歴や避難所、防災拠点などの保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。(C) (3) 治山事業 ① 城内小路地区 治山事業については、県が策定する「治山事業四箇年実施計画」に基づき、市町村からの要望を踏まえ、人家や重要な公共施設などの保全対象を考慮し、緊急性の高い箇所から実施しているところです。 要望箇所の現地調査を行ったところ、現時点では既設治山ダムは有効に機能し安定した状態であることから、引き続き、現地の状況を見極めながら、必要な対策を検討していきます。(B)	盛岡広域振興局	土木部 岩手土木センター、 林務部	A : 1、 B : 1、 C : 1

葛巻町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月12日	9 県立葛巻高等学校の魅力ある学校づくりに対する支援について 1 要 旨 県立葛巻高等学校の魅力ある学校づくりに対する支援について、要望いたします。 2 理 由 県立葛巻高等学校では、年々学力の向上が図られ、令和5年度は卒業生55人のうち国公立四年制大学に15人が合格し、進学率、就職率共に100%達成の継続、部活動における活躍、町内イベント参加や奉仕活動等の地域貢献活動を活発に行うなど、小規模校でありながらも魅力に満ちた学校運営に努めていただいております。保護者や地域からも高い評価が寄せられているところであります。 この背景には、平成14年度から導入された地域連携型中高一貫教育の推進による成果が大きく、さらには平成29年度には県内初となる「公営学習塾」を開設させて頂くなど、関係各位には深く感謝するものであります。 これまで、葛巻高校教育振興協議会や葛巻地域中高一貫教育推進委員会が組織され、高校教育充実のため連携型中高一貫教育を柱としながら魅力ある学校づくり事業などに取り組み、公共交通機関が利用できない地域の生徒の送迎対策などをはじめ、葛巻高等学校の存続に向けて町と町民が一体となり取り組んできたところであり、その結果、近年は近隣市町村等の中学校からも相当数の生徒(今年度は48人在籍、うち管外入学17人)が入学してくるようになり、近隣広域地域の県立高等学校として認知されるようになりました。 また、平成27年度から県教育委員会の特段のご配慮により実現した「山村留学制度」は今年で10年目を迎え、令和6年度は新入学生13人を含めた29人が「くずまき山村留学生寄宿舎」で生活し、葛巻高等学校に対する期待の大きさを感じているものであります。さらには、内閣府による高校2年生の単年留学である「地域みらい留学365」受入校として、葛巻高等学校が全国22校のひとつに選ばれており、これまで首都圏の高校に在籍している生徒2人が留学を修了しております。 この留学事業は、関係人口の増大を図ること及び高校を核とした地域活性化を推進することを目的とした地方創生の取組みであり、今までの町取組みをさらに発展・拡大していくものと考えられます。 つきましては、進んで学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できるたくましい心を持ち、将来、地域社会に貢献できる人材を育成するため、県立葛巻高等学校の魅力ある学校づくりに対する支援を強く要望いたします。	貴町の「魅力ある学校づくり」への補助事業をはじめ、中学生との交流、在校生への各種支援等の取組に対し、感謝申し上げます。 県教育委員会では、小規模校を対象として取り組んで来た「高校の魅力化促進事業」を、令和4年度から令和6年度まで国の交付金を活用し、すべての県立高校を対象として「いわて高校魅力化・ふるさと創生推進事業」を実施しており、地域との連携・協働体制の充実や同校の魅力化の促進に取り組んできました。 令和7年度は、「いわて高校魅力化推進事業」により、高校魅力化に取り組む民間団体と協働し、市町村の地域連携コーディネーターの配置促進や活動支援など、県立高校・関係機関等による「高校魅力化」の取組を推進することとしています。 また、令和4年度からは葛巻高校を含む複数の小規模校を対象に遠隔授業を実施し、教育課程の充実を図っています。 今後も、地域と意見交換しながら、同校の魅力づくりや教育の質の確保、地域で活躍する人材育成等について、連携して取り組んでいきたいと考えています。(A)	盛岡広域振興局	盛岡教育事務所	A : 1